香川県と県内全市町からの重要なお知らせです

平成31年度から原則すべての事業主の皆さまに従業員の個人住民税を特別徴収していただきます。

香川県と県内全市町は、個人住民税の特別徴収を徹底するため、上記取組みを実施します。事業主の皆さまにはご理解とご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。

地方税法第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税を特別徴収する義務があります。

原則、すべての従業員の方が対象となります。これまで一部の従業員の方のみ特別徴収をしていた事業所についても、すべての従業員の方が対象となります。

特別徴収制度のしくみ

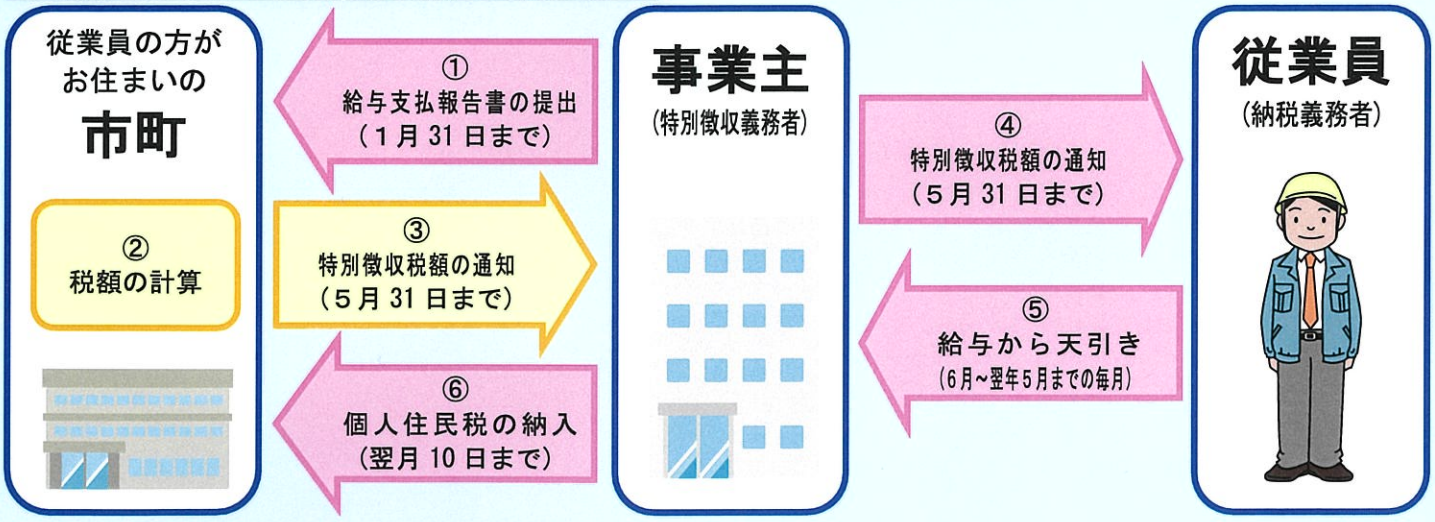

特別徴収に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収をしなければなりませんか？

Ａ　従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、４月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として個人住民税を特別徴収の方法によって徴収することになっています。

Ｑ２　従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが？

Ａ　所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。従業員個々の希望により普通徴収を選択することができる制度ではありません。

Ｑ３　特別徴収のメリットはなんですか？

Ａ　毎月の給与から天引きされるため、従業員の方が納期ごとに金融機関等へ行く手間が省ける上、納め忘れがなくなります。また、普通徴収では年４回の支払いですが、特別徴収は12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、１回あたりの負担が少なくてすみます。

当面、普通徴収を認める場合

原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、以下の基準（普Ａ～普Ｆ）のいずれかに該当する場合は、当面、例外的に普通徴収（従業員が市町から送付される納付書で納付する方法）が認められます。

普Ａ　総従業員数が２人以下（普Ｂ～普Ｆの理由に該当するすべての従業員数（他市町村分を含む）を除いた人数。）

普Ｂ　他の事業所で特別徴収をされている方（乙欄該当者）

普Ｃ　給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（年間の給与支払金額が従業員の住所地が高松市の場合 965,000 円以下、高松市以外の香川県内市町の場合 930,000 円以下　など）

普Ｄ　給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）

普Ｅ　事業専従者の方（個人事業主のみ対象）

普Ｆ　退職又は退職予定（５月末日まで）の方

※　普通徴収とする場合は、給与支払報告書提出時に「普通徴収該当理由書」を併せて提出してください。また、個人別明細書の摘要欄に該当する記号（普Ａ～普Ｆ）を記載してください。

普通徴収該当理由書

普通徴収とする従業員がいる場合は、平成30年分の給与支払報告書の提出時から普通徴収該当理由書の提出が必要となります。（平成29年分の給与支払報告書の提出時においても、ご利用いただけます。普通徴収該当理由書の様式は県又は各市町ホームページからダウンロードできます。）

個人住民税普通徴収該当理由書　兼　仕切紙　　見本

市町名		指定番号	
事業所名			
所在地			

略号	普通徴収該当理由	人数
普Ａ	総従業員数が２人以下（普Ｂ～普Ｆの理由に該当するすべての従業員数（他市町村分を含む）を除いた人数。）	人
普Ｂ	他の事業所で特別徴収をされている方（乙欄該当者）	人
普Ｃ	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（年間の給与支払金額が従業員の住所地が高松市の場合 965,000 円以下、高松市以外の香川県内市町の場合 930,000 円以下　など）	人
普Ｄ	給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）	人
普Ｅ	事業専従者の方（個人事業主のみ対象）	人
普Ｆ	退職又は退職予定（５月末日まで）の方	人
合計		人

給与支払報告書提出時の綴り方

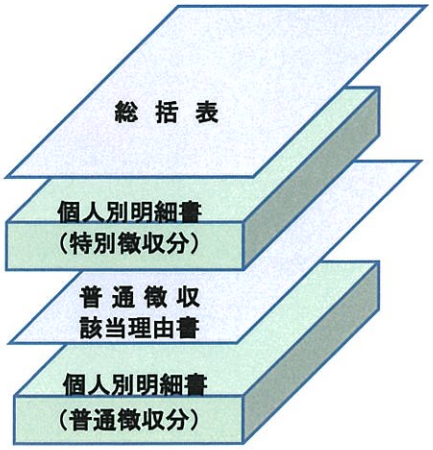

※　普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄にも普通徴収に該当する理由の略号（普A～普F）を記入してください。

※　普Bから普Fの複数の該当理由がある従業員の方については、該当理由のいずれか一つに人数を記入してください。

（eLTAX 等の電子媒体をご利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する略号を記入してください。なお、普通徴収該当理由書の添付は不要です。）

＜このチラシのお問合せ先＞

香川県総務部税務課	☎	087-832-3068
高松市（市民税課）	☎	087-839-2233
丸亀市（税務課）	☎	0877-24-8857
坂出市（税務課）	☎	0877-44-5004
善通寺市（税務課）	☎	0877-63-6305
観音寺市（税務課）	☎	0875-23-3922
さぬき市（税務課）	☎	087-894-1118
東かがわ市（税務課）	☎	0879-26-1216
三豊市（税務課）	☎	0875-73-3006
香川県政策部自治振興課	☎	087-832-3098
土庄町（税務課）	☎	0879-62-7001
小豆島町（税務課）	☎	0879-82-7003
三木町（税務課）	☎	087-891-3305
直島町（税務課）	☎	087-892-2296
宇多津町（税務課）	☎	0877-49-8004
綾川町（税務課）	☎	087-876-5284
琴平町（税務課）	☎	0877-75-6702
多度津町（税務課）	☎	0877-33-1118
まんのう町（税務課）	☎	0877-73-0104